平成２３年（ヨ）第２１号

玄海原子力発電所２号機３号機再稼動差止仮処分命令申立事件

債 権 者　　味　志　　陽　子，外８９名

債 務 者　　九州電力株式会社

主　張　書　面（３）

２０１２年5月３０日

佐賀地方裁判所　御中

債権者ら訴訟代理人

弁護士　冠　　木　　克　　彦

弁護士　武　　村　　二　三　夫

弁護士　大　　橋　　さ　ゆ　り

記

第１　はじめに

（１）本主張書面においては，「差し止め」に必要な要件たる「具体的危険性」について，債権者としていかなる主張立証をなすべきかについてまず確認する。そのために，人格権などに基づく原子力発電所の稼動差し止めの場合の主張立証責任を多数の裁判例によって確認する。本仮処分申立事件においては，原発の安全性が争点であり，この安全性は債務者において安全性に欠ける点のないことについて主張立証を尽くさない場合には，債権者らの人格権が侵害される具体的危険があることが

事実上推認され，本件原発の運転は許されない。

（２）原発は安全設計審査指針類に適合することが確認されなければ運転できない。この安全設計審査指針類に適合することが立証されれば，上記の安全性に欠ける点がないについて相当の根拠を認められることになる。しかし，従前の安全設計審査指針類に欠陥があることは福島第一原発事故によって明らかになった。安全設計審査指針類及び耐震設計審査指針類も，その誤りが認められ，現在改訂作業中であって，安全性基準として機能していない。（甲１１，甲１２，甲１３，甲１４，甲１５）

（３）政府は，四閣僚判断基準（甲１６）によって，大飯発電所３号機，４号機の再稼動をしようとしているが，この四閣僚判断基準は，上記の安全設計審査指針類などに替わり得るものではなく安全性基準ではない。政府の他の原発に対する方針は明確ではないが，大飯原発での再稼動ができなければ，うわさでは伊方原発再稼動もとりざたされており，昨年（平 23）7 月の本件玄海２，３号機の再稼動も可能性は否定しがたい。

（４）上記の諸状況をふまえた上で，本件玄海２，３号機の差止仮処分について，以下のとおり主張する。

第２　「具体的危険性」の主張立証責任について

１　「具体的危険性」の主張立証責任の分配基準が確立されていること

（１）名古屋高等裁判所金沢支部判決平成 21 年 3 月 18 日判タ 1277 号 317 頁の採用する「具体的危険性」の主張立証責任の分配基準

ア　上記判例の「具体的危険」についての主張立証責任分配

上記裁判例の判示は次のとおりである。

「人格権に基づく原子力発電所の運転差止訴訟においては，当該原子力発電所に安全性に欠けるところがあって，被控訴人らの生命，身体，健康が現に侵害されているか又は侵害される具体的危険があることについての主張立証責任は，人格権に基づく差止訴訟の一般原則どおり，本来，被控訴人らが負うものと解するのが相当で

ある。」

「しかしながら，前記第２章第２「前提事実」の４「原子力発電の仕組み」に判示のとおり，本件原子炉を含め，原子力発電所は，放射性物質を内蔵する施設であり，その運転は，原子炉の出力を一定にするため，高度かつ複雑な科学技術を用いて，核燃料の放射性物質の核分裂反応の量が一定に維持される（臨界）ように制御しながら行われるものであるから，常に潜在的な危険性を内包しており，このような技術利用の前提となる安全管理が不十分である場合は，この潜在的危険が顕在化し，放射性物質が原子炉の外部へ排出される可能性を有するものである。そして，前記第２章第２「前提事実」の７「放射線被ばくの人体への影響」に判示のとおり，放射線の持つエネルギーは極めて大きいため，極めて微量の放射線でも細胞やＤＮＡの損傷をもたらし得ることからすれば，放射性物質が原子炉の外部へ排出された場合，この放射性物質により，被控訴人らのうち少なくとも本件原子炉の周辺に居住する住民の被ばくの可能性が存在するというべきである。･･･そして，その安全管理の方法は，各原子炉ごとに異なり，かつ，その資料はすべて原子炉設置者の側が保持していることなどの点を考慮すると，本件原子炉の安全性については，控訴人の側において，まず，その安全性に欠ける点のないことについて，相当の根拠を示し，かつ，必要な資料を提出した上で主張立証する必要があり，控訴人がこの主張立証を尽くさない場合には，本件原子炉に安全性に欠ける点があり，その周辺に居住する住民の生命，身体，健康が現に侵害され，又は侵害される具体的危険があることが事実上推認されるものというべきである。そして，控訴人において，本件原子炉の安全性について前記説示の主張立証を尽くした場合は，本来主張立証責任を負う被控訴人らにおいて，本件原子炉に安全性に欠ける点があり，被控訴人らの生命，身体，健康が現に侵害され，又は侵害される具体的危険があることについて，その主張立証責任に適った主張立証を行わなければならないとするのが相当である。」

「そこで，以下では，まず，本件原子炉施設が本件安全審査における審査指針等

の定める安全上の基準を満たしているかについて，〈１〉　立地条件に係る安全確保対策，〈２〉　平常運転時の被ばく低減に係る安全確保対策，〈３〉　事故防止に係る安全確保対策，〈４〉　運転段階における安全確保対策の順に検討し，これらが満たされていることが確認された場合には，控訴人は，本件原子炉に安全性に欠ける点がないことについて，相当の根拠を示し，かつ必要な資料を提出した上での主張立証を尽くしたことになるというべきである。そして，この場合には，本来的に主張立証責任を負う被控訴人らにおいて前記具体的危険性についてその主張立証責任に適った主張立証を果たしているか否かを検討すべきことになる。」

イ　「具体的危険性」の主張立証責任に関する判示の要約

このように上記判例は，「具体的危険性」の主張立証責任の分配について，①原子炉周辺住民が許容限度を超える放射線を被ばくする具体的危険性の主張立証責任は原告側が負うとはしつつも，②原子力発電所の潜在的危険性や当事者間における資料の偏在などの実質的考慮から，まず被告側において，本件原子炉の安全性に欠けることのないことについて相当の根拠を立証しない限り，本件原子炉に具体的危険性があることが事実上推定される。③他方で，被告において安全審査における審査指針適合性を立証すれば，本件原子炉の安全性に欠ける点がないことについて相当の根拠が認められる，と説示していると要約しうる。

（２）上記主張立証責任の分配が確立された基準であること

上記主張立証責任の分配は，最高裁第一小法廷平成 4 年 10 月 29 日判決（民集 46 巻 7 号 1174 頁，判タ 804 号 51 頁）【行政訴訟である原子炉設置許可処分の取消訴訟（伊方原発訴訟）】における主張立証責任を，人格権に基づく原子力発電所の差止訴訟に踏襲したものである。

同様に，人格権に基づく原子力発電所の差止訴訟において，伊方原発訴訟の主張立証責任論を取り入れた裁判例としては，❶東北電力女川原子力発電所建設工事差止請求事件に係る仙台地判平 6.1.31 判タ 850 号 169 頁，❷その控訴審仙台高判平 11.3.31 判時 1680 号 46 頁，❸志賀原子力発電所建設差止請求事件に係る金沢地判

平 6.8.25 判タ 872 号 95 頁，❹その控訴審名古屋高金沢支判平 10.9.9 判タ 994 号 82 頁，❺もんじゅ建設・運転差止請求事件に係る福井地判平 12.3.22 判タ 1043 号 259 頁，❻浜岡原子力発電所運転差止請求事件に係る静岡地判平 19.10.26（公刊物未登載）などがある。このように，伊方原発訴訟以降，多くの裁判例がその主張立証責任論を採用しており，現在は，上記主張立証責任分配基準が確立された基準であるといえる。

なお，本件は原子炉運転差止仮処分命令申立事件であるが，その具体的危険性の主張立証責任を，本案である差止訴訟における主張立証責任の分配基準と別異に解する必要はない。

２　本件において上述の分配基準を採用する必要性が高いこと

これまでに言及した各判例を通覧するに，原告住民側の主張立証責任を緩和する理由として，原子炉は常に潜在的危険性を内包しており，その潜在的危険性が顕在化し，放射性物質が原子炉の外部へ排出されると，周辺住民の生命・身体等に直接的かつ重大な被害を与えることなどが挙げられている。

ここで，福島第１原発事故により生じた被害を想起してみるに，放射性物質の拡散による土壌・海洋汚染，食料品からの放射能検出，住民の避難による生活破壊，および今後生じるであろう人体への悪影響等，その被害は周辺住民の健康被害にとどまらず，広範かつ甚大である。

このように，原発事故が現実に生じてしまい放射性物質が外部に放出され拡散してしまうと広範かつ甚大な被害が生じてしまうことが実証されたわけである。したがって，本件仮処分命令申立てにおいて，債権者の主張立証責任を緩和すべき必要性は以前にも増して高く，上述の分配基準を採用するべきである。

３　小括

以上より，本件においては，名古屋高等裁判所金沢支部判決平成 21 年 3 月 18 日

判タ 1277 号 317 頁の採用する「具体的危険性」の主張立証責任の分配基準を採用すべきであり，まずは債務者において，本件原子炉の安全性に欠けることのない点について，相当の根拠を示し，かつ，必要な資料を提出した上で主張立証する必要がある。

第３　安全性に欠ける点がないとの主張立証がないこと

１　安全審査指針類への適合が確認できていないこと

（１）福島原発事故の意味するもの

原子力発電所を推進する国及び電力会社は，原子力の平和利用として原子力発電所を美化し，原子力発電所は安全であると宣伝し続けてきた。世界では，アメリカのスリーマイル事故，旧ソ連のチェルノブイリ事故と深刻な事故が続いた。そして日本でも２０１１年３月福島第一原子力発電所の事故が起き，多量の放射性物質が排出し，多数の住民が避難を余儀なくされ，環境のみならず食物もまた放射能によって汚染され，いまなお多量の放射性物質が毎日排出され続けている。原子力は安全であるという「神話」は崩壊した。

この重大な事故を起こした福島第１発電所１号機～４号機はいずれも安全設計審査指針類に適合するものとして設置許可がなされたものである。それにもかかわらず今回重大な事故が発生した。従来の安全確認の方法に問題があったことは明らかである。当然，従来の安全設計審査指針類の妥当性についての疑問が生ずることになる。

（２）従来の安全審査指針類への疑問

①　安全設計審査指針２７の誤り

安全設計審査指針２７は,「原子炉施設は,短時間の全交流動力電源喪失に対して,原子炉を安全に停止し，かつ，停止後の冷却を確保できる設計であること」とし，従来，このうち「短時間」とは約３０分間であるとして運用してきた。

実際に福島第一原子力発電所において，地震で外部電源が失われ，その後の津波

で非常用ディーゼル発電機が使用不能となり，原子炉を冷却できるのはほぼ蒸気で駆動するポンプだけとなったが，その弁の開閉に必要なバッテリー電源の使用可能時間は８時間であった。８時間までの全交流動力電源喪失であればなんとか原子炉の温度上昇は免れ，炉心溶融に至る過酷事故には至らなかったかもしれない。

しかし，現実には，福島第一原子力発電所の１号機及び２号機で電源が回復したのは３月１９日，なんと地震から８日目のことであった。３号機は３月２２日であり，地震から１１日目であった。この事実は，安全設計審査指針２７の想定する「短時間の全交流動力電源喪失」に対応できれば可としたのでは，全く「安全設計」の名にそぐわないことを明らかにしたのである。

②　安全確保の考え方の当否

しかし問題は安全設計審査指針２７にとどまらない。安全設計審査指針は「単一故障の仮定」を前提にしてきたが，その前提の妥当性にも疑問が生じた。さらに，安全設計審査指針は様々な「想定」を前提にしていたところ，今回「想定外の津波」という表現が使われたように，これらの「想定」が妥当かどうかにも疑問が生じてきた。安全設計審査指針の従来の安全性の考え方全体について見直す必要が生じてきたのである。

③　耐震設計審査指針の妥当性

今回の東日本大震災の地震動は従来の予測を超えるものであったことも前述した。そのため，地震動の予測を含めた耐震設計審査指針の見直しもまた必要となる。

（３）安全審査指針類見直しの作業

ア　班目春樹原子力安全委員会委員長発言（甲９－６，甲１８）

２０１１年（平成２３年）５月１９日班目春樹原子力安全委員会委員長は，安全設計審査指針２７の「長時間にわたる全電源喪失を考慮する必要がない」は「明らかに間違い」と述べた。さらに，津波による電源喪失に対して防護が十分でなかったとして，多重防護を原則として指針を改定する，とした。さらに「予想を上回る地震だった」とし，耐震設計審査指針も見直しの対象となるとした（以上甲１８）。

イ「安全審査指針類の検討について（指示)」（甲１１）

さらに原子力安全委員会の審議を経て２０１１年（平成２３年）６月１６日原子力安全委員会委員長は原子力安全基準・指針専門部会部会長宛に「安全審査指針類の検討について（指示)」なる指示を発した。これは,「平成２３年３月１１日発生した東日本大震災では，東京電力株式会社福島第一原子力発電所において，地震及び津波により長期間にわたる全交流電源喪失及び原子炉の冷却機能の喪失に陥ったことから，原子炉炉心が損傷して大量の放射性物質が環境中に放出されるという深刻な事態に至りました」として「安全確保策の抜本的な見直しを図る必要がある」として，原子力安全基準・指針専門部会長に以下の事項を検討し，報告を求めるものである。

１．安全設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項

２．耐震設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項

ウ　山口彰「安全設計指針等の見直しに関するコメント」（甲１２）

原子力安全委員会では，具体的に安全設計審査指針類あるいは耐震設計審査指針類のどの点に問題があるとしていたのか。なぜかこの点に関する同委員会の議事録が公開されていない。上記の指示をうけて開催された原子力安全基準・指針専門部会の２０１１年６月２２日第１７回会議の基指専第１７－２号「安全設計指針等の見直しに関するコメント」（甲１２）は，委員の一人である山口彰大阪大学環境・エネルギー工学専攻教授が作成し資料として配付したものである。これは，福島第一原子力発電所事故の進展と教訓を踏まえ,「４．指針類の見直しについて」の項で,

「想定を超える事象は同時に起こりうること，それが多重故障，多重防護壁を侵すこと」

とし,

「指針類の見直しのポイント候補（事故の進展から)」として,

自然現象（地震）	（指針２，耐震指針）	（教訓１）
外部電源	（指針４８）	（教訓２）

自然現象（津波）	（指針２，耐震設計）	（教訓１）
全交流電源喪失	（指針４８）	（教訓２）
非常用直流電源	（指針４８）	（教訓２）
最終ヒートシンクの喪失	（指針２６）	（教訓３）
計測制御系	（指針４７）	（教訓１４）
残留熱の除去	（指針２６）	（教訓３）
原子炉格納容器の機能	（指針２８）	（教訓３）
通信連絡設備	（指針４５）	（教訓１６）
制御室の居住性	（指針４３）	
燃料の貯蔵設備	（指針４９）	（教訓４）
放射線監視	（指針５９）	（教訓１７）
単一故障，多様性，多重性（解説）		（教訓２６）

とほぼ指針の全分野に及ぶ１４項目の見直しポイントを指摘している。

エ　各小委員会による見直しの作業

上記の指示を受け，原子力安全基準・指針専門部会のもとに安全設計審査指針等検討小委員会及び地震・津波関連指針等検討小委員会が設置され，それぞれ検討を開始したことは既に述べた。

安全設計審査指針等検討小委員会は１３回の会合を開催し，２０１２年3月１４日「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について（とりまとめ)」を作成し，「平成２４年（２０１２年）３月時点での論点等の整理結果」を示した（甲１３)。それは，

① 指針２７「電源喪失に対する設計上の考慮」を中心としたＳＢＯ（全交流電源喪失）対策について指針改定案を作成し部会に報告をした。

② ＬＵＨＳ（最終ヒートシンク喪失）対策については，技術的課題を整理したうえで，ＬＵＨＳ対策に係る基本的考え方を整理した。

③ ①及び②以外に，今後検討すべき事項について整理した，として以下の５項

目をあげる。

ⅰ　安全設計審査指針における多重性，独立性，多様性の考え方について

ⅱ　安全機能を有する設備の共用について

ⅲ　水素の漏えい対策について

ⅳ　施設の状態監視について

ⅴ　使用済燃料の冷却について

地震・津波関連指針等検討小委員会は,「現在までに得られた知見や教訓を踏まえて，耐震設計審査指針の改定案及び同指針の運用・解釈を明確にすることを目的とした『発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き』の改訂案をとりまとめた」。しかし「現在，国内外において東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波などに関する様々な調査研究が行われている。また東北電力株式会社女川原子力発電所や東京電力株式会社福島第一原子力発電所では，上記地震の観測記録が基準地震動Ｓｓを上回り，安全上重要な施設の損傷の有無などについて現在調査が進められている。地震・津波審査指針及び手引きの見直しは，これらの研究結果や調査結果を踏まえ，継続的に行う必要がある。」としている（甲１４ｐ１，ｐ９）。東日本大震災に際して，津波ではなく地震動によって福島第一原子力発電所の機器損傷が生じた可能性を債権者らは指摘してきたが（申立書ｐ１４以下），現時点でこれらの機器を直接確認することができず，確定することが出来ない。小委員会のとりまとめは，これらの研究結果，調査結果を踏まえてさらに見直しを継続的に行う必要があるとしているのである。

安全設計審査指針類と地震・津波関連指針類のいずれも，それぞれの小委員会レベルの検討すらまだ完結したものでもなく，原子力安全委員会としてこれら指針類の見直しそのものをしたものでもない。これら指針類の見直し作業はまだ完了しておらず，従ってあるべき指針類について玄海各号機が適合しているとの確認もなされていないことになる。

（４）小結

以上みてきたように安全審査指針類の見直しはまだ完了していない。

現時点で玄海各号機は本来の安全審査指針類への適合性が確認できたとすることはできないのである。従って，玄海各号機について，安全性に欠ける点がないことについて相当の根拠を示し，かつ，必要な資料を提出した上での主張立証は，なされていないことになる。

２　「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価」（以下「ストレステスト」という。）が原子炉施設の安全性基準たりえないこと

総合的評価（ストレステスト）とは，設計上の想定を超える外部事象に対する発電用原子炉施設の頑健性についての総合的評価であり，安全上重要な施設・機器等について，設計上の想定を超える事象に対してクリフ・エッジ（炉心溶融等崖っぷちの状態）に至るまでにどの程度の安全裕度が確保されているか評価する手法で行なわれる。すなわち，ストレステストは，炉心溶融という崖っぷちまでの安全裕度を調べるものであり，ストレステストに合格しても，何ら原子炉の安全運転が担保されるわけではないのである。（甲１９）

また設計上の想定を超える外部事象として地震と津波のみがあげられており，それ以外の自然現象，人為事象などは考慮されていない。（甲２０　平成 23 年７月 15 日原子力安全・保安院「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合評価に関する評価手法及び実施計画」）原子炉の安全性は様々な自然現象，人為事象などに対して考慮されるべきものであることは前述した。

原子力安全委員会の文書においても，「当委員会が要請した総合的安全評価は，何らかの基準に対する合否判定を目的とするものではなく，設計上の想定を超える外部事象に対して施設の潜在的な脆弱性を事業者自らが的確に把握し，様々な対策を行うこと等により，施設の頑健性を高め，これらの内容について

技術的説明責任を果たすことについて，規制行政庁である保安院がこれらの評価結果を的確に確認することを求めたものである。」とされており，安全設計審査指針に代わるものではない。(甲１７　これは,関西電力の大飯発電所３号機,４号機のストレステスト一次評価に関する原子力安全委員会の文書であるが,ストレステストの性格を示している)

３　「原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準」が原子炉施設の安全性基準たりえないこと

（１）総論

平成２４年４月６日に４閣僚により「原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準」（以下「四閣僚判断基準」という。）が決定，発表された。（甲１６）この四閣僚判断基準を満たすとして大飯原発３号機，４号機は再起動の道を進んでいる。

しかし，四閣僚判断基準は，以下のとおり到底原発の安全性を担保し得るものではなく,むしろ従前の基準(「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（以下「耐震設計審査指針」という。）等）を大きく緩和させるなどの問題点が山積されている。

具体的には,

・基準の前提（福島第一原発事故において地震によって機器・配管等が破損したことはない）が実態調査に基づくものではない。

・四閣僚判断基準は，従来の基準（耐震設計審査指針等）を蔑ろにしている。本来であれば，福島第一原発事故を踏まえて，従来の基準より厳しい基準で臨むべきであるのに，福島第一原発事故と同様の炉心溶融にならなければいい，とする従来よりも緩和された基準になっている　等

このように，原発の安全性を担保することができない基準に則って，大飯原発３号機，４号機を再起動させるべきではないこと明らかである。

以下，四閣僚判断基準を概観した後，その問題点を詳論する。

（２）四閣僚判断基準の概要

四閣僚判断基準は，２つの章立てで構成され，「２」章については，さらに３つの基準で構成されている。具体的には以下のとおりである。

１．事故の原因及び事象の進展に関する「基本的理解」

福島第一原発事故について，津波や浸水という要因により安全上重要な設備・機器が機能喪失したところに原因があり，地震の影響については，安全上重要な設備・機器が安全状態を保持できる状態にあったと推定される。

２．原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準

基準（１）：地震・津波による全電源喪失という事象の進展を防止するための対策が講じられていること

基準（２）：国が「東京電力福島第一原子力発電所を襲ったような地震・津波が来襲しても，炉心及び使用済燃料ピットまたは使用済燃料プールの冷却を継続し，同原発事故のような燃料損傷には至らないこと」を確認していること

基準（３）：更なる安全性・信頼性向上のための対策の着実な実施計画が事業者により明らかにされていること。

（３）四閣僚判断基準の問題点

ア『１．事故の原因及び事象の進展に関する「基本的理解」』の問題点

－地震による機器・配管等の破損可能性につき，実態調査をせずにその存在を否定していること－

（ア）配管の経年変化が考慮されていないこと

まず第１に，地震により機器・配管等に破損可能性が存在しなかったとの四閣僚判断基準の「基本的理解」は，パラメータ挙動と耐震解析に基づいているが，その前提に疑義がある。

すなわち，上記「基本的理解」は，福島原発１号機の非常用復水器（ＩＣ）系配管を新品として扱い耐震解析を行っているのである。しかし，福島原発１号機の非常用復水器（ＩＣ）系配管が，取り替えられた時期は１９７５年頃であり，すでに４０年近く経過し相当に劣化しているはずである（甲２１）ところ，耐震解析にあたり，非常用復水器（ＩＣ）の経年変化が十分に考慮されていない。

（イ）地震による影響が考慮されていないこと

上述のとおり，地震により配管が損傷したことを裏付ける事実が存在し，地震により配管が損傷した可能性が極めて高いにもかかわらず，四閣僚判断基準においては，地震による影響は考慮されていない。

四閣僚判断基準では，「津波来襲前に重要な配管類が破壊された指摘がある」としつつも，「そうした事実は確認できていない」と断定されているのである。

しかしながら，これまで１号機原子炉建屋内の配管の破損の有無について十分な実態調査がなされた事実はない。「事実は確認できていない」のではなく，確認していないだけである。国は，地震により配管が損傷した事実の有無を確認しておらず，その可能性が否定できないのであれば，安全を期して，四閣僚判断基準において，地震による配管損傷等への対策も講じるべきである。

なお，作業員が目視で建屋内を見て回ったことはあるようであるが，非常用復水器系配管には保温材が巻かれており，目視では破損やひび割れの有無は判断することはそもそも不可能である。むしろ，東京電力が公表した動画をみると，保温材及び保温材の外側を保護する金属板がはがれている様子が映っており（甲２２），このことからも，配管にひび割れ等損傷が生じていたことが推測される。

イ『２．原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準』の問題点

（ア）基準（１）の問題点

上記のように，基準（１）は「地震・津波による全電源喪失という事象の進展を防止するための安全対策が既に講じられていること」を求めるものである。繰り返し指摘するが，地震による配管類の損傷は視野になく，「地震・津波による全電源喪失」以外の自然現象・人為事象等による機能阻害喪失事態の進展も対象としていない。これは，緊急安全対策で指摘したと同様，原子炉の安全性の基準とは到底なりえないのである。

基準（１）においては，「①所内電源設備対策の実施」として，「全交流電源喪失時にも電源を供給可能な電源車等を配備すること。」との内容が盛り込まれている。

しかし，電源供給装置として重要な空冷式非常用発電装置は，現在，急斜面下に配置されており，緊急時には，がけ崩れ等で機能しないことが予想される（関電が行った急斜面の安全性評価においては，４号機原子炉建屋まで土砂が押し寄せる結果となっており，この場合，当然，非常用発電機も土砂に埋もれることになる。）。実際，このことを懸念したためか，関西電力の計画では，空冷式非常用発電装置は場所を移して分散させることになっているが，その時期は２０１２年１０月とのことである。

このような状態では，「電源を供給可能な」状態で空冷式非常用発電装置が「配備」されているとはいえない。

（イ）基準（２）の問題点

①四閣僚判断基準は，従来の判断基準を蔑ろにしていること

基準（２）は，「国が『東京電力福島第一原子力発電所を襲ったような地震・津波が来襲しても，炉心及び使用済燃料ピットまたは使用済燃料プールの冷却を継続し，同原発事故のような燃料損傷には至らないこと』を確認していること」とする。これはストレステストと同じことを求めるものであり，ストレステストに対する批判がそのまま妥当する。

第１に，これは，ストレステストのクリフ・エッジ（崖っぷち），すなわち炉心溶融に至らないことが再起動の基準となるということである。従来は，耐震安全性評価によって，十分な安全余裕を考慮した基準が運用されていたにもかかわらず，福島第一原発事故を機に，基準を厳格にするどころか，逆に緩和し，それを再起動の基準にするというのである。第２に，これは地震と津波のみを問題にするものであり，そのほかの自然現象・人為事象などを対象とするものではない。第３に，過酷事故時の対策の有効性などを調べる２次評価が先送りされたことである。2012 年 4 月 17 日（甲２３）朝日新聞の記事を以下に引用する。

「　『安全宣言的なものを出すことは考えていません』

ストレステスト（耐性評価）をもとに，関西電力大飯原発３，４号機の安全性を評価していた国の原子力安全委員会。３月１３日，班目春樹委員長は専門家会議の後，『安全宣言はいつ出すのか』と記者に問われ，こう説明した。

その後，安全委は再稼働の議論から外れた。４月，経済産業省原子力安全・保安院が，わずか３日間で原発再稼働のための判断基準を作成。その７日後には，野田佳彦首相ら関係閣僚が大飯原発を再稼働しても安全上問題ないと判断した。

ストレステストは菅前政権が昨年７月，導入を『宣言』したものだ。欧州連合（ＥＵ）に倣い，原発の安全の余裕度を算出する。導入方針を保安院が知ったのは前日という唐突ぶりだった。保安院は政権に指示され，あわてて実施計画を練った。一刻も早い再稼働を目指すため，１次評価という簡易テストだけが再稼働の条件となった。

安全委員会はこの方針に難色を示し続けた。『責務として果たさざるをえない』（班目委員長）と，政権に言われて渋々審査することになったが，班目委員長は今年２月，『１次評価だけでは不十分。２次も合わせて総合

評価だと思っています』と反旗を翻した。

だが，時間をかけて安全性をより詳しく調べる２次評価は，文字どおり２の次にされた。関西電力をはじめ，電力各社は『再稼働とは関係ない』とばかりに，提出するそぶりさえ見せていない。」

基準（２）は地震や津波に対する耐性を確認する意義があるとしても，これ自体が原子炉の安全性の基準となるものではなく，このような基準に基づき大飯原発が再起動されることは許されない。

（ウ）基準（３）の問題点

①基準（３）に記載されている対策が計画に過ぎないこと

基準（３）に記載されている対策が，必要かつ重要な対策であるにもかかわらず，あくまで期限を定めた計画とされているだけで，運転開始前に対策の実施を求められていない。

フィルター付きベント設備や免震事務棟の設置等の過酷事故対策として必要不可欠な設備でさえも，２０１５年度中の完成とされているのである。仮に，これから対策がなされるまでの空白の３年間に，福島第一原発事故のような事態が生じてしまった際には，被害の拡大を防止することは困難となるは明らかである。保安院のストレステストの意見聴取会で委員を務める芝浦工業大学の後藤政志非常勤講師は「『３年間は地震も津波も待って下さい』というのと同じこと。新たな安全神話に基づいた再稼働にほかならない」と批判しているのである。（甲２３）

②国会に設置された東京電力福島原子力発電所事故調査委員会第９回委員会の黒川清委員長のコメント

平成２４年４月１８日に行われた東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）第９回委員会において，原子力安全・保安院の院長である深野弘行氏に対し，四閣僚判断基準についての参考人質疑が行われた。

委員会後に公表された黒川委員長のコメント（甲２４）では，その中で，判明した事実として，以下のことが挙げられている。

「３．　安全に稼働するために必要な以下のような対策も先送りされ，判断基準の想定を超える災害が来た場合の対策ができていない。

①東京電力福島第一原子力発電所事故の対応で重要な役割を果たしたとされる免震重要棟の設置は「中長期的課題」とされている。

②欧州の多くの国で採用されているフィルタ効果のあるベント設備の設置も「中長期的課題」とされている。

③住民の安全確保にとって非常に重要な住民避難計画等の防災は，判断基準の基礎となっている「技術的知見」において，検討の範囲外と位置付けられている。」

このように原子力安全に関する規制機関の長である深野院長が，基準（３）の不備を認めていることからも，基準（３）に問題があることは明らかである。

（４）　小括

以上のとおり，四閣僚判断基準の基準（１）は地震・津波による全電源喪失の事象の進展防止のみに焦点があてられていること，基準（２）は福島第一原子力発電所を襲ったような地震・津波のみを問題にし，しかも安全性の確認ではなくクリフエッジに至るまでの安全裕度を見るものであること，基準（３）は安全上必要な対策を先送りにすることを認めている点で，不備が多く，何ら原子炉の安全を担保しうる基準たり得てない。上記東京電力福島原子力発電所事故調査委員会黒川清委員長は。

①　基礎となっている『技術的知見』に示された対策は，暫定的な原因分析に基づいている。

②　判断基準で想定する事故は，東京電力福島第一原子力発電所事故と同じ事故シーケンスのもの，との前提がついている。

などと問題点を指摘し，

事故原因を特定の事象に限定してそれに応じた対策を立てるだけではなく，地震，津波，火災あるいはテロも含めたあらゆる事象にも耐えられる対策をたてるべきではないか，などと提言しているが，まさに問題の本質を突いた指摘であると考える（甲２４）。

したがって，かかる「基準」に合格することを条件に大飯原発を再起動させることは到底認められない。

３　井野博満委員「ストレステストは原発の安全性を保障できるのか」より

（１）はじめに

ここでは東大名誉教授であり，原子力安全・保安院の高経年化技術評価に関する意見聴取会及び発電用原子炉施設の総合的評価に係る意見聴取会のそれぞれ委員である井野博満氏の「ストレステストは原発の安全性を保障できるのか」と題する２０１２年４月１３日北海道倶知安市文化福祉センターにおける講演を紹介しながら，ストレステスト及び四閣僚判断基準が安全基準たりえないことを示す（甲２５，甲２６）。

（２）　大飯原発とストレステスト

同氏は今すすんでいる関西電力の大飯原発について話されているが，その中で，関西電力は報告書を提出し，保安院はその報告書が妥当とする報告書を出し，原子力安全委員会は保安院が妥当としたことは妥当だと確認した。関西電力は，大飯原発を運転再開するためにストレステストをしたとしているが，そのことを保安院は評価していない。保安院も原子力安全委員会も技術的にこれで安全だとか，これで十分だとかということは一切言っていない（甲１７）。

（３）　四閣僚判断基準

そこで政治のほうで安全判断の基準として四閣僚の判断基準をつくり，安全判断の基準とした。その三つの基準のうち，一つ目は緊急安全対策の指示をうけたもの，

二つ目は，福島第一原発を襲ったような地震・津波でも同原発事故のような燃料損傷には至らないこと，メルトダウンに起こらないということを確認しているかどうか（ストレステストで報告した審査書の判断基準の引き写し），三つ目は３０項目の技術的事項を実施するかということである。この３０項目については，実施する気持があることを示せばよいというのが政府の判断だが，水密扉，ベントフィルターや免震重要棟は２０１５年までに作るから運転再開を認めてくださいというのが関西電力の工程表だが，少なくともそれらができるまで再稼動は止めるべきである。

（４）　ストレステストとその問題点

安全性の審査は，地震については，想定される地震を考え，原子炉本体，機器や配管がもつかどうかのチェックをする。しかしその想定を超える地震とか津波が来た時にどれぐらいになったらダウンするかという頑健性，ロバストネスを調べ，弱いところを丈夫にしようということでＥＵ，ヨーロッパが導入したのがストレステストである。日本ではそれを再稼動にリンクさせ，定期検査中の原発を動かすときには一次評価を実施する,それから二次評価は全ての原発について実施するとした。

第１の問題点は，従前の安全審査の不備があり，その議論がまだ済んでいないのに，それを置いといて，ストレステストで再開できるかどうかの判断をすることはおかしい。

第２は，ストレステストの評価についても市民・住民の参加が必要である。

第３は，定期検査中の原発を動かすときは一次評価というが，稼動中の原発は一次評価をパスする（一次評価をしない）というのは不合理である。

第４は，福島原発を襲った津波がきても大丈夫というストレステストの判断基準が明確ではない。

第５は，福島原発事故については，津波が来る前に地震で配管・機器が損傷を受けていたという意見が多数出ており，そう考えないと説明できないことがいろいろ起きているが，事故原因をはっきりさせないで再開させていくべきということは非常に問題である。

第６は，東日本大震災の大地震は誰も想定していなかった。果たしてこの地震列島の日本で原発は安全に存在しうるのかを根本に戻って議論をすべきである。

第７は，経年劣化（老朽化）の現実を反映させていないこと。

第８は，ストレステストは地震・津波を対象にしているが，それ以外の自然災害，航空機の墜落やテロなど人為的事象，設備のシステムや人為ミスなど，全て考えて安全性に関する総合的評価がなされなければならない。

第９は，過酷事故にともなう被害とその緩和策について評価することが必要である。

４　指針の見直しをまたない再起動は，安全性保障のない拙速な再起動である

現在，原子力安全委員会原子力安全基準・指針専門部会に設置されている地震・津波関連指針等検討小委員会及び安全設計審査指針等検討小委員会において，地震・津波関連指針を含めた安全設計審査指針等の見直し作業が進んでいる。

その見直し作業においては，ひとつには全交流電源喪失及び最終ヒートシンク喪失に関する検討が行われている。全交流電源喪失及び最終ヒートシンク喪失についての内容検討は，原発の過酷事故の抑制にとって本質的に重要な内容である。

また，耐震設計審査指針の見直し（発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について）においては，津波の影響を加味し，「活断層の引き金的動き」というこれまでにない新たな概念を検討する方針を打ち出している。

これらの見直し作業は，重大な原発事故がもたらす甚大な被害を前に，従来の指針では不十分であったことを前提に専門家によって進められているものであり，その検討結果を踏まえた新たな指針を確定した上で，それぞれの原子力発電所が指針にかなっているのかどうかをまず検討すべきである。

特に，耐震設計審査指針の冒頭に書かれているとおり，指針は，発電用軽水型原子炉の設置許可申請（変更申請を含む）に係る安全審査での妥当性について判断する際の基礎を示すものである。原発の再起動の可否を判断するためには，運

転にかかわる基礎的な指針が確立していることが不可欠であり，それを欠いた状態で，停止中の原子力発電所を再起動することは，住民の生存を脅かし，危険にさらす行為にほかならない。

四閣僚判断基準は,「新たな安全規制を前倒し」と説明するが，検討中の指針を前倒しすることなど論理的にありえず，詭弁である。

5　まとめ

以上のとおり，緊急安全対策，ストレステストおよび四閣僚判断基準について，どの対策・基準も，原発の安全性を担保する基準たり得ていない。したがって，現時点においては，原発を再起動させるために依って立つ基準がないのであるから，玄海原発各号機の再起動は認められないことは論理必然である。

以上